



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第650号 令和5年12月1日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
560	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	文化の森振興センター
561	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
562	同	同
563	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
564	同	同
565	皆伐面積の限度を公表する件	森林整備課
566	特定調達契約について一般競争入札に付する件	教育委員会

徳島県告示第五百六十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十二月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量
徳島県文化の森総合公園情報提供システム移行業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県立二十一世紀館
徳島市八万町向寺山
- 三 落札者を決定した日
令和五年十一月十日
- 四 落札者の氏名及び住所
三菱電機システムサービス株式会社
東京都世田谷区太子堂四丁目一番一号
- 五 落札金額
三千九百六十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和五年九月十五日

	車の出入口	位置
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和五年九月二十七日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び藍住町建設産業課

2 縦覧の期間 令和五年十二月一日から令和六年四月一日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び藍住町建設産業課において公告の日から一月間縦覧に供する。

	車の出入口	位置
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和五年十月三十一日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 2 縦覧の期間 令和五年十二月一日から令和六年四月一日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
 - 郵便番号七七 八五七
 - 徳島市万代町一丁目一番地
 - 徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
 - 電話番号 八八 六二一 二三六七
- 2 意見書に記載すべき事項
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 意見の内容
 - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

中島土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	喜多孝夫	喜多孝夫	阿南市那賀川町中島二四二一
同	西岡俊夫	西岡俊夫	北中島九三
同	福永勝之	福永勝之	七六
同	山岡公明	山岡公明	五五
同	清本正美	前川寿雄	中島三一四三
同	前川寿雄	前川寿雄	上福井下ノ川二三〇
同	才見徳博		中島一五五四
同	出口弘幸		八五六 一三
同		橋本 勝	二九二
同		三原敏夫	一三五八一
同		前田孝子	一二〇七二
監事	武智 稔	武智 稔	一四四七
同	大和志郎		北中島三〇一三
同	清野良昭		中島二二七一
同		中田重利	苅屋五四八二
同		清野春代	中島二二七一

徳島県告示第五百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

鳥尻土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	中田正敏	中田正敏	阿南市那賀川町鳥尻六一五三
同	久米好仁		一四一七
同	浦田春雄		四七二
同	佐藤和明		六四
同	磯部茂彰		六一二二
同	岸本悦子		四四五二
同		中島広紀	六二六
同		岸本俊彦	四六二
同		近藤多加子	四三三二
同		岡本正美	五一八
同		太田茂	四三一
監事	太田茂		四三一
同	藤岡哲		一七三
同		岸本正徳	四六七
同		酒本英治	六九六
同		中田博子	三七九二

徳島県告示第五百六十五号

令和六年一月四日から同年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

令和五年十二月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林
祖谷川	七二七・二八	五一・九四
吉野川中流	四七九・四一	九六・六二
貞光川	一三四・七一	二一・五二
穴吹川	二二二・七七	六七・三四
美馬北岸	一三〇・七〇	六〇・八二
板野	二八六・四六	二〇六・三七
鮎喰川	一四八・九六	四五・三二
勝浦川	三四九・〇四	一二・二八
那賀	一、五五四・三二	一一九・一七
那賀川下流	四三・五八	六・二一
日和佐川	一四六・七〇	九・一〇
海部川	六三五・九六	五七・六六
計	四、八四九・八九	七五四・三五

備考 単位区域については、次の図に示すとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部森林整備課並びに徳島県東

部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百六十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 調達物品等の名称及び予定数量
城東高等学校ほか五十施設で使用する電気
- 2 調達物品等の特質等
仕様書による。
- 3 契約期間
令和六年一月二十五日（木曜日）から令和七年三月三十一日（月曜日）まで
- 4 調達期間
令和六年四月一日（月曜日）から令和七年三月三十一日（月曜日）まで
- 5 需要場所

施設名	所在地
城東高等学校	徳島市中徳島町一丁目五番地
城南高等学校	同 城南町二丁目二番八八号
城北高等学校	同 北田宮四丁目一三一六
城ノ内中等教育学校	同 北田宮一丁目九一三〇
徳島北高等学校	同 応神町吉成字中ノ瀬四〇番地六
城西高等学校	同 鮎喰町二丁目一番地
同 神山校	名西郡神山町神領字北三九九番地
徳島科学技術高等学校	徳島市北矢三町二丁目一番一号
徳島商業高等学校	同 城東町一丁目四番一号
小松島高等学校	小松島市日開野町字高須四七一
小松島西高等学校	同 中田町字原ノ下二八番地一
同 勝浦校	勝浦郡勝浦町大字久国字屋原一番地
富岡東高等学校	同 阿南市領家町走寄一〇二番地二
同 羽ノ浦校	同 羽ノ浦町中庄市五〇番地一
富岡西高等学校	同 富岡町小山一八一三
阿南光高等学校宝田キャンパス	同 宝田町今市中新開一〇の六
同 新野キャンパス	同 新野町室ノ久保一二
那賀高等学校	同 那賀郡那賀町小仁宇字大坪一七九一一
同 若鮎寮	同
海部高等学校	海部郡海陽町大里字古畑五八一一
鳴門高等学校	鳴門市撫養町斎田字岩崎一三五一一

鳴門渦潮高等学校	同	大津町吉永五九五
同	撫養グラウンド	同
板野高等学校	同	撫養町南浜字馬目木五八
阿波高等学校	板野郡板野町川端字関ノ本四七	
名西高等学校	阿波市吉野町柿原字ヒロナカ一八〇番地	
吉野川高等学校	名西郡石井町石井字石井二一―一	
同	吉野川市鴨島町喜来六八一―九	
川島高等学校	阿波市土成町成当五一五―一	
阿波西高等学校	吉野川市川島町桑村三六七―三	
穴吹高等学校	阿波市阿波町下喜来南二二八番地の一	
脇町高等学校	美馬市穴吹町穴吹字岡三三	
つるぎ高等学校	同	脇町大字脇町一二七〇―一二
池田高等学校	美馬郡つるぎ町貞光字馬出六三番地二	
同	三好市池田町ウエノ二八三四番地	
同	同	井川町御領田六一番地一
徳島中央高等学校	同	池田町州津大深田七二〇番地
徳島視覚支援学校	徳島市北矢三町一丁目三番八号	
板野支援学校	同	南二軒屋町二丁目四番五五号
国府支援学校	板野郡板野町大寺字大向北一―二	
鴨島支援学校	徳島市国府町矢野字松木三四八	
阿南支援学校	吉野川市鴨島町敷地一三九二―二	
同	阿南市上大野町大山田五二	
池田支援学校	海部郡美波町北河内字本村三六〇	
同	三好市池田町州津井関一〇三―三	
みなと高等学園	美馬市美馬町字大宮西一〇〇―四	
徳島寮	小松島市中田町新開二八―一	
阿南寮	徳島市北矢三町一丁目一番三四号	
美馬東部寮	阿南市宝田町今市中新開一〇の六	
三好寮	美馬市穴吹町穴吹字盤若四四の一	
総合教育センター	三好市井川町御領田二番地	
	板野郡板野町犬伏字東谷一―七	

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から10までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七

号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成十六年法律第七十五号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

6 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

7 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。

8 電気の調達契約について、次の全ての条件を満たした契約を履行した実績を有する者であること。

(一) この公告の日から起算して過去五年間に履行期間を一年以上とする電気の調達契約を締結し、一年に供給した電力量の予定量又は実績量が一五、〇〇〇、〇〇〇キロワットアワー以上であること。

(二) 電力供給期間が、この公告の日までに一年を経過していること。

9 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していない者であること。

10 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の提出期限及び提出場所

(一) 提出期限

令和五年十二月二十七日(水曜日)午後五時

(二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当(電話〇八八―六二一―二〇六三)

四 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約条項を示す場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育政策課政策調整担当

五 入札説明書及び仕様書の交付期間及び方法

1 期間

令和五年十二月一日（金曜日）から同月二十七日（水曜日）まで（県の休日（徳島県の休日）を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

2 方法

無料で交付する。

六 事前に提出する書類の提出方法等

1 入札に参加しようとする者は、二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を3に掲げる提出場所に電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。）により提出すること。

(一) 入札参加資格確認票

(二) 二酸化炭素排出係数等適合証明書

(三) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

(四) 業務履行実績調書

2 提出期間

令和五年十二月一日（金曜日）から同月二十七日（水曜日）まで（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

3 提出場所

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育政策課政策調整担当（電子メール kyouikuseisakuka@pref.tokushima.jp、ファクシミリ〇八八―六二一―二八七九）

4 提出部数

一部

七 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和六年一月二十二日（月曜日）午後一時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁九階教育委員会

(三) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和六年一月四日（木曜日）から同月十九日（金曜日）までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育政策課政策調整担当

2 入札方法

- (一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。
- (二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金

免除

4 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「城東高等学校ほか五十施設で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札
- (三) 記名のない入札
- (四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (五) 同一事項に対してした二通以上の入札
- (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- (八) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (九) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、六により入札に参加する者に必要な資格について証明した入札者であって、徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

7 契約書作成の要否

要

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局教育政策課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

八 その他

- 1 詳細は、入札説明書による。
- 2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

3 問合せ先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育政策課政策調整担当（電話〇八八―六二一―三二一七

）

九 Summary

- 1 Nature and quantity of the products being purchased:
Electricity that will be used by Joto High School and
by 50 other facilities
Estimated amount of electric power : 14, 721, 000kWh
- 2 Period for the submission of bids
Hand delivered submissions: January 22th, 2024 by 1:30 p. m.
Submissions by mail: Must be delivered between January 4th, 2024 and
January 19th, 2024.
- 3 For further information, please send all enquiries to the following
address:

Tokushima Prefectural Government

Educational Policy Division

Tokushima Prefectural Board of Education

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan

Tel:088-621-3117